

ハイヤーご利用の皆さまへ



## 営業時間変更のお知らせ

平素より、(有)滝上第一ハイヤーをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。  
2024年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の規制強化がなされ、  
運輸業界全体の労働環境が厳しく見直されるなか、この度当社も国の指導内容  
に則り、営業時間等を以下のとおり変更させていただくことといたしました。

日ごろより、ご利用いただいているお客様には大変ご不便をおかけいたしま  
すが、従業員の働き方改革を推進し、より質の高いサービスを提供するための  
取組みへのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

2025年4月1日(火)から～



## ○営業時間

- 月曜日から木曜日 → 午前7時～午後11時まで  
電話受付午後10時50分まで
- 金曜日及び土曜日 → 午前7時～午前0時まで  
電話受付午後11時50分まで
- 日曜日 → 午前7時～午後10時まで  
電話受付午後9時50分まで

## ○定休日

- 毎月第4日曜日 → 毎月第4・第5日曜日  
第5日曜日は該当する月のみ

～今後とも(有)滝上第一ハイヤーをよろしくお願ひいたします～

よろしくお願ひします

【問い合わせ】

(有)滝上第一ハイヤー ☎0158-29-3900





# 大切なお知らせ



## 滝上町高齢者及び障がい者ハイヤー助成事業に 係る乗車券の取り扱いについて

令和6年12月6日より、(有)滝上第一ハイヤーの初乗り料金が610円から700円へと改定されました。

これに伴い、令和6年12月5日までに交付済みのハイヤー券につきましては、610円の記載がありますが、ご利用時には610円ではなく700円としてご利用が可能ですのでお知らせいたします。

また、一律700円と印字したハイヤー券につきましては、令和6年12月6日より随時交付しておりますので、何卒ご迷惑をおかけいたしますがよろしく願いいたします。

お問い合わせ先

滝上町保健福祉課福祉係

電話 0158-29-2111 (内線 247)

